

大洋リアルエステート株式会社

送信者： “[REDACTED]” <[REDACTED]>
宛先： <keiji_kimura@[REDACTED]>; <hiroyoshi_itoh@[REDACTED]>
Cc: <nobuyuki_iizuka@[REDACTED]>; <toshio_nagashima@[REDACTED]>; <hiroshi_danno@[REDACTED]>;
<masaaki_kono@[REDACTED]>; “yutaka_yanagisawa@[REDACTED]” <yutaka_yanagisawa@[REDACTED]>;
“hirotaka_sugiyama@[REDACTED]” <hirotaka_sugiyama@[REDACTED]>; <s_sando@[REDACTED]>;
<m_mikami@[REDACTED]>; [REDACTED]taiyo-estate.co.jp>

送信日時： 2010年12月14日 17:41

添付： 2010年12月14日当社文書.pdf

件名： 2010年11月29日付伊藤専務の文書への回答その他

三菱地所株式会社

代表取締役 取締役社長
木 村 恵 司 様

代表取締役 専務執行役員
伊 藤 裕 慶 様

標記の件で、添付書類を宜しくご査収願います。

Chen, Kato & Partners Pte Ltd
[REDACTED]



CHEN, KATO & PARTNERS PTE LTD

2010年12月14日

三菱地所株式会社

代表取締役 取締役社長
木村 恵司 様

代表取締役 専務執行役員
伊藤 裕慶 様

前略 添付2010年11月29日付伊藤専務様よりのEメールを拝受致しました。基本合意書（2007年4月2日付、締結した三菱地所株式会社と大洋リアルエステート株式会社（以下「大洋社」と称します）が合意押印済み）に含まれている守秘義務が有効であり第三者への開示は反対とのご趣旨のようです。当方が、1回目と2回目の事前お伺いの書面を送付する事により生ずる無用の混乱を避けるため今回は送付を見合わせます。

次に、御社の傀儡である、御堂筋共同ビル開発特定目的会社（以下「TMK」と称します）の見上取締役より、2010年11月26日付の（その後の再送を含めて）、流動化計画変更に関する依頼と称する意味不明の書面を受取りました。すでに半年以上も以前に、契約不履行によって、御社が51%出資され又特定資産管理業務受託者として全権を持っておられるTMKは、地主の大洋社より定期借地権設定契約違反により解除通知を受けています。このような状況下で、流動化計画そのものが、もはや無意味なものだと思います。土地のない流動化計画をどうしてお進めになるのか詳しくご教示下さい。

本TMKは、三菱地所と大洋社の2社で3ヶ月近くも詳細協議し2007年4月2日に基本合意して、その後、三菱地所の指示で、三菱グループの東銀リースが設立手続きを行い見上正美氏を代表役員に就けました。TMKの取締役である見上正美氏は、ご存知の通り、東銀リースの幹部社員です。もし当局からTMKに解散命令が下る恐れがあるなら、51%のマジョリティを持ち、しかも特定資産管理業務受託者で全ての業務の責任を持っておられる御社の責任者が、地主の大洋社と当社に面談して説明され、誠実かつ具体的で現実的な解決策をご提案される必要があります。処が、事実は、御社は逆に、何度も当方らが面談の申し入れをしても無視されています。基本合意書にある、「信義誠実を旨として」、誠意ある協議を進めて頂ければ、解決の道はあるかも知れません。三菱グループの信用を傷つけないよう御社の良識と責任ある対応を期待致します。

本書は、地主の大洋社が関係する部分は同社の合意を得ています。

草々

Chen, Kato & Partners Pte Ltd

cc: 三菱地所株式会社

代表取締役	副社長執行役員	飯塚 延幸 様
代表取締役	専務執行役員	長島 俊夫 様
代表取締役	専務執行役員	壇野 博 様
代表取締役	専務執行役員	河野 雅明 様
代表取締役	専務執行役員	柳沢 裕 様
代表取締役	専務執行役員	杉山 博孝 様

東銀リース株式会社

代表取締役社長 佐野 三郎 様

御堂筋共同ビル開発特定目的会社

取締役 見上 正美 様

大洋リアルエステート株式会社

都事第1008号

2010年11月29日

CHEN,Kato & Partners Pte Ltd
[REDACTED]

三菱地所株式会社

代表取締役 専務執行役員 伊藤 裕司



御堂筋フロントタワーについて

前略 弊社宛 2010年10月28日付「当社らの風評被害を防ぐため、2回目の事前お伺いの件」及び2010年11月11日付「当社らの風評被害を防ぐため、2回目の事前お伺いの件 2」(以下「貴稿」といいます。)を拝受致しました。

貴社が取り纏めた草案(件名:三菱地所の、社会通念上の詐欺行為又は不法行為等についての概要)(以下「本草案」といいます。)に関し、貴信において貴社より弊社に対し確認のご依頼がありました。弊社より貴社宛に送付した2010年9月1日付E-mail「8月19日付貴信に係る件」においてもお伝え致しました通り、本草案に記載されております貴社の認識と弊社の認識には相違があり、また、弊社としては、本草案の第三者への開示は守秘義務違反に該当する行為と思料致しておりますことから、貴社の確認のご依頼には応じかねるとともに、弊社の承諾なしに本草案を第三者へ開示することも承認できません。

取り急ぎ回答まで。

草々

三菱地所株式会社

〒100-8193
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大手町ビル